遊漁規則

漁業協同組合

和内共第１号第五種共同漁業権遊漁規則

（目的）

第１条　この規則は、この組合の有する和内共第１号第５種共同漁業権にかかる漁場（以下単に「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、あまご及びうなぎをいう、以下同じ）の採捕（以下「遊漁」という）についての制限に関し、必要な事項を定めるものとする。

（遊漁の承認及び遊漁料の納付義務）

第２条　漁場区域内において遊漁しようとする者は、あらかじめ、組合に申請して承認を受けなければならない。

２　組合は、第１項の規定による申請があったときは、第１０条に規定する場合を除き第１項の承認をするものとする。

３　第１項の承認を受けたものは、直ちに第６条第１項の遊漁料を同条第２項の方法により組合に納付しなければならない。

（遊漁の方法等）

第３条　次のア欄に掲げる遊漁は、それぞれイ欄の遊漁の方法によりウ欄の統数または規模の範囲内においてエ欄の区域内およびオ欄の期間中でなければ、行ってはならない。ただし、理事は水産動植物の繁殖、保護、漁業調整上必要と認める場合は、遊漁の方法、統数もしくは規模、区域または期間を制限することができる

ア遊漁の名称	イ遊漁の方法	ウ統数規模	エ区域		オ期間
あゆ	友釣	リールを使用したルアー友釣禁止	小森ダムより下流の北山川・熊野川全水域		6/1～12/31
			小森ダムの上流の北山川全水域		6/15～12/31
	段引 ピンヒョロ	制限せず	小森ダムより下流の北山川・熊野川全水域		6/1～12/31
			小森ダムより上流の北山川全水域		6/15～12/31
	餌釣（まき餌つり）	リールを使用した餌釣禁止	熊野川本流は十津川と北山川合流点より下流 北山川本流 小森ダム上流は竹原・花尻間堰堤から下流200mまで 小森ダム下流は小森ダム堰堤の下流600mから小松放水口の上流150mまで 尾川は田野々橋より下流		7/1～12/31
	毛鉤釣	制限せず	小森ダムより下流の北山川本流・熊野川本流		6/1～12/31
			小森ダムより上流	北山川本流	6/15～12/31
				四の川は上の口より下流	6/15～12/31
				尾川は田野の橋より下流	6/15～12/31

ア遊漁の名称	イ遊漁の方法	ウ統数規模	エ区域		オ期間
あゆ	たも網	たも口径５０㎝以下	小森ダムより下流	北山川・熊野川本流	6/1～12/31
				楊枝川、板屋川、川畑川	8/11～12/31
				葛川、玉置川	8/15～12/31
			小森ダムより上流の北山川全水域		8/11～12/31
あまご	竿釣、	制限せず	全水域		3/1～9/30
うなぎ	竿釣、手釣はさみもんどり延縄	延縄１本１５m以下	全水域		通年

2　前項、ただし書きの制限をした場合は、紀南新聞、熊野新聞ならびに遊漁証取扱所に公表するものとする。

（禁止区域）

第４条　前条の規定による期間内においても、つぎのア欄に掲げる区域内においては、それぞれイ欄の期間中は遊漁をしてはならない。

ア区域	イ期間
1　七色ダム堰堤から上流300mおよび下流300mに至る区域 2　七色ダム放水口から上流150mおよび下流300mに至る区域 3　小森ダム堰堤から上流500mおよび下流500mに至る区域 4　小森ダム放水口から上流150mおよび下流300mに至る区域	通年
5　相賀橋（高田川下流の国道１６８号に架かる橋）を基点として熊野川上流500mおよび下流500mに至る区域	１０月１０日から１１月１０日まで

（全長制限）

第５条　次の表のア欄に掲げる魚種については、それぞれイ欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

ア魚種	イ全長
あまご	１０センチメートル
うなぎ	３０センチメートル

（遊漁料の額及び納付方法）

第６条　遊漁料の額は次のとおりとする。ただし遊漁者が高校生以下のときは無料、肢体不自由者のときは２分の１に相当する額とし、次項ただし書きに規定する方法により納付するときは、１，０００円を加算した額とする。

魚　種	漁　具　漁　法	遊　漁　料
あ　ゆ	友釣　餌釣（まき餌つり）　段引　ピンヒョロ毛鉤釣　たも網	１年５，０００円 １日２，０００円
あまご	竿釣	
うなぎ	竿釣　もんどり　延縄　はさみ　手釣	

２　遊漁料の納付は、次項に掲げる場所においてしなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

３　遊漁料納付場所は、組合が指定する遊漁証取扱所とする。

（遊漁承認証に関する事項）

第７条　組合は、第２条第１項の承認をしたときは、別記様式第１号による遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。

２　遊漁承認証は他人に貸与してはならない。

（遊漁に際し守るべき事項）

第８条　遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求のあったときは、これを提示しなければならない

２　遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

３　遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

（漁場監視員）

第９条　漁場監視員は遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

２　漁場監視員は、別記様式第２号により漁場監視員証を携帯し、かつ漁場監視員であることを表示する腕章または帽子を着用する。

（違反者に対する措置）

第10条　組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、また以後その者の遊漁を拒絶することができる。この場合、遊漁者がすでに納付した遊漁料の払い戻しは、行わないものとする。

別記様式第１号

遊　漁　承　認　証

表

No.

遊　漁　承　認　証

下記の通り遊漁を承認します

記

遊漁者	住所
	氏名

承認期間

魚　　種

漁具漁法

遊漁区域

遊漁料

発行者　　○○○漁業協同組合㊞

裏

○注意事項

1　記載事項に変更があったときは直ちに訂正を受けること

2　紛失したときは直ちに発行者に届けること

3　この遊漁証は他の者に貸してはならない

4　遊漁に際しては、遊漁規則に決められた事項を順守してください。

○当組合が行っている増殖事業

1　増殖手法は稚魚放流です。禁漁区の設定や産卵床の造成を行っています。

2　魚類の放流量は、毎年和歌山県内水面漁場管理委員会より示された増殖目標量に基づいています。

様式第２号

漁　場　監　視　員　証

表

No.

漁　場　監　視　員　証

下記の者は、当組合の漁場監視であることを証明する

氏名	年令
住所	

有効期間

平成　　年　　月　　日から

平成　　年　　月　　日まで

発行者

○○○漁業協同組合㊞

裏

注　意　事　項

1　監視員証を紛失したときは直ちに届け出ること

2　期間満了または不要になったときは必ず返納すること

3　他人に貸してはならない

4　漁場監視員は、いかなる場合も遊漁者に対して、暴行もしくは脅迫を加え、または威嚇を行ってはならない